

**兵庫県 最低賃金** が改正されました。

平成29年10月1日から

<時間額>

# 844円

25円UP 

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

「会員情報調査票」の提出を

お忘れではありませんか！？

現在、登録しております住所、企業形態、従業員数などの登録内容をご確認いただき、**内容に変更等がある場合には、必ず**本会へご返送下さい。

**医療費控除は  
領収書が提出不要**となりました

医療費控除の明細書を作成して  
提出すればOK!!

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で**5年間保存**する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

## 民法(債権関係)改正ポイントのご紹介！

2回にわたってご紹介します！

☆時効に関する改正

→債権の消滅時効の期間は5年に！

改正法では、商取引であるかにかかわらず、また事業の種類にかかわらず、次の期間内に債権行使しないと時効消滅するものと定められました。

◎権利を行使できることを知った時から「5年間」

◎権利を行使できる時から「10年間」(ただし、生命・身体の侵害による損害賠償請求権については権利行使できる時から「20年間」)

☆法定利率に関する改正

→法定利率は年3%、その後は変動利率に！

従前・・・年5%(商取引6%) → **年3%**(商取引も同じ)

以後、**3年ごと**に、過去5年間の平均利率等をふまえて見直す変動制。

※改正法は公布から3年以内に施行されることになっているので、2020年までに施行される予定です。

お問い合わせは下記、商工会までご連絡下さい。

養父市商工会 養父市八鹿町八鹿1672  
TEL 079-662-7127 FAX 079-662-7207  
ホームページ <http://www.yabusci.or.jp>

※FAXレター ご不要の方、  
メールをご希望の方は  
ご連絡ください。